

環自総発第 2204053 号  
令和 4 年 4 月 5 日

各都道府県知事  
各指定都市の長 殿  
各中核市の長

環境省自然環境局長  
(公 印 省 略)

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

令和元年 6 月 19 日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 39 号。以下「改正法」という。）により新たに創設される、犬猫等販売業者に対するマイクロチップの装着等の義務化等に関する規定は令和 4 年 6 月 1 日から施行される。

これに合わせ、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令」（令和 4 年環境省令第 16 号。以下「改正省令」という。）により、「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」（平成 18 年環境省令第 1 号。以下「施行規則」という。）及び「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令」（令和 3 年環境省令第 7 号。以下「基準省令」という。）についても、所要の改正を行い、令和 4 年 6 月 1 日に施行されることとなっている。

ついては、令和 4 年 6 月 1 日から施行される改正法等の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、改正法等の適切な施行に格段の御配慮をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

※以降、以下のとおり用語を定義する。

新法：改正法による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

新施行規則：改正省令による改正後の施行規則

新基準省令：改正省令による改正後の基準省令

## 記

### 第1. 犬猫等販売業者へのマイクロチップの装着（新法第39条の2関係）

犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならないこととされた。（新法第39条の2第1項）

ただし、取得した犬又は猫に既にマイクロチップが装着されているとき及びマイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき、犬猫等販売業者は、当該期限までにマイクロチップを装着する必要はないこととした（新法第39条の2第1項ただし書き及び新施行規則第21条の4第3項）。

「犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがあるとき」としては、マイクロチップを装着する部位周辺に重大な疾患を有するとき又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されるが、その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。なお、マイクロチップを装着することにより取得した犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある事由が消滅した後は、速やかにマイクロチップを装着することとした（新施行規則第21条の4第3項ただし書き）。

また、マイクロチップを装着する者を獣医師及び愛玩動物看護師とすることとした（新施行規則第21条の4第1項）。なお、愛玩動物看護師法に基づき、愛玩動物看護師については、診療の補助として獣医師の指示の下に行われる場合のみ装着することができることとされている。

さらに、犬又は猫に装着するマイクロチップは、犬又は猫の所有者に関する情報及び犬又は猫の個体識別のための情報の適正な管理及び伝達に必要な機器であって、個々のマイクロチップを識別するために割り当てられる識別番号が電磁的方法により記録されているもののうち、環境省令で定める基準に適合するものをいうこととされた（新法第39条の2第1項）。この基準として、国際標準化機構が定めた規格第11784号及び第11785号とすることとした（新施行規則第21条の4第2項）。

なお、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者には、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めなければならないこととされた（新法第39条の2第2項）。

### 第2. マイクロチップ装着証明書（新法第39条の3関係）

マイクロチップ装着証明書の記載事項は、マイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第21条の5第1項各号に列記している。主な記載事項に関する規定の趣旨は、以下のとおりである。

- ・マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては、獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第1条第1項第3号に規定する開設の場所）を記載事項として設けることとした（新施行規則第21条の5第1項第9号）。

具体的には、診療施設又は動物愛護センター等の施設名及び所在地を記載することが想定される。なお、イベント等の訪問先でマイクロチップの装着を行った場合には、施術を行った獣医師が所属する診療施設名及び所在地を記載するよう運用されたい。

- ・マイクロチップ装着証明書の発行者は、獣医師であるところ、マイクロチップ装着証明書に記載する獣医師の氏名は、実際にマイクロチップ装着の施術をした獣医師のみならず、獣医師又は愛玩動物看護師にマイクロチップの装着を指示した監督的立場の獣医師（例：院長）も含まれることとした（新施行規則第 21 条の 5 第 1 項第 11 号）。

また、原則、登録の申請時にはマイクロチップ装着証明書を添付する必要があるため、犬又は猫の所有者は、登録前において獣医師によるマイクロチップ装着証明書の再交付を受けることができることとした（新施行規則第 21 条の 5 第 3 項）。

さらに、マイクロチップ装着証明書を発行した診療施設が廃業した場合等、マイクロチップ装着証明書の再発行を受けることができない場合が想定される。このため、当該場合において、獣医師が発行したマイクロチップが装着されている事実及びマイクロチップの識別番号に係る証明書をマイクロチップ装着証明書とみなせる規定を設けることとした（新施行規則第 21 条の 5 第 4 項）。

### 第 3. マイクロチップの取外しの禁止（新法第 39 条の 4 関係）

犬又は猫の健康及び安全の保持上支障が生じるおそれがある場合を除き、装着されたマイクロチップを取り外してはならないこととされた（新法第 39 条の 4 及び新施行規則第 21 条の 6）。具体的には、マイクロチップ装着部位周辺の適切な診療に支障が生じる場合又は磁気共鳴画像法(MRI)による画像診断を行う予定があり撮影に支障が生じる場合等が想定されるが、その判断は、専門的な知識を有する獣医師によりなされることが望ましい。

### 第 4. 環境大臣による登録等（新法第 39 条の 5 関係）

環境大臣による登録を行うべき期間について、新法第 39 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定によりその所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した犬猫等販売業者は、マイクロチップを装着した日から 30 日を経過する日（その日までには犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 1 項柱書）。

また、マイクロチップが装着された犬又は猫で、環境大臣の登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者は、当該犬又は猫を取得した日から 30 日を経過する日（その日までには犬又は猫の譲渡しをする場合は、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 1 項柱書）。この場合の具体的な例として、海外からマイクロチップが装着された犬又は猫を輸入した犬猫等販売業者が環境大臣の登録を受ける場合等が該当し得る。このような場合において、犬猫等販売業者以外の者については、新法第 39 条の 5 第 1 項の登録を行うことができることとした（新施行規則第 21 条の 12）。

登録申請書の記載事項は、氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに電話番号並びに登録を受けようとする犬又は猫の所在地、

登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第 21 条の 7 第 2 項各号に列記している。主な記載事項として、新施行規則第 21 条の 7 第 2 項第 11 号において、「狂犬病予防法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 52 号）第 4 条の登録年月日及び登録番号」を規定した趣旨は、環境大臣による登録を受けようとする者が、その登録を受ける前に、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 4 条第 2 項に基づく登録を受けていた場合、新法第 39 条の 7 第 1 項に基づき環境大臣から通知を受けた市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、その保管している犬の原簿と通知された情報を突合することができるようにするということである。

新法第 39 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により、その所有する犬又は猫にマイクロチップを装着した者は、登録を受けようとする場合に、申請書にマイクロチップ装着証明書を添付しなければならないこととされた。なお、新法第 39 条の 5 第 1 項第 2 号に基づき、登録を申請する場合には、マイクロチップ装着証明書の添付は不要とされた（新法第 39 条の 5 第 3 項）。また、環境大臣は、登録をしたときは、登録を受けた者に、登録証明書を交付しなければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 4 項）。

登録証明書の記載事項は、登録を受けた犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号のほか、新施行規則第 21 条の 7 第 4 項各号に列記している。主な記載事項として、新施行規則第 21 条の 7 第 4 項第 3 号において暗証記号を規定した趣旨は、登録等をするために必要な情報として、登録システムに入力する際に必要な事項であるためである。

登録に係る事項の記録の保管期間は、40 年とした（新施行規則第 21 条の 7 第 6 項）。これは、今後の獣医療の発展を勘案し、犬又は猫の寿命が延びることを想定して設けた期間である。

登録を受けた犬又は猫の所有者の氏名又は住所、犬又は猫の所在地のほか、新施行規則第 21 条の 7 第 7 項各号に列記されている事項に変更があった場合には、当該犬又は猫の登録を受けた者は、30 日以内に環境大臣に届け出なければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 8 項）。なお、新施行規則第 21 条の 7 第 7 項第 6 号にマイクロチップの識別番号を設けた趣旨は、マイクロチップの故障等により当該マイクロチップから識別番号を確認することができない場合を想定しており、新しいマイクロチップを装着することで、新しい識別番号に登録情報を変更する必要があるためである。

登録を受けた犬又は猫の譲渡は、当該犬又は猫に係る登録証明書とともにしなければならないこととされた（新法第 39 条の 5 第 9 項）。なお、変更登録の申請にはマイクロチップの識別番号と登録証明書に記載された暗証記号が必要であるため、犬又は猫とともに暗証記号が記載された登録証明書を譲り渡す必要がある。変更登録が完了することで、新しい登録証明書が交付され、旧所有者から譲り渡された登録証明書に記載された暗証記号は使用できなくなる。

その他留意事項として、新法の施行日である令和 4 年 6 月 1 日より前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有している犬猫等販売業者は、新法施行の日から起算して 30 日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合には、その譲渡の日）までに、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこととされた（改正法附則第 5 条第 1 項）。また、新法施行日より前にマイクロチップが装着された犬又は猫を所有す

る犬猫等販売業者以外の者は、当該犬又は猫について、環境大臣の登録を受けることができることとされた（改正法附則第5条第2項）。これらの環境大臣の登録は、新法の施行日以後にマイクロチップが装着された犬又は猫についての登録とみなすこととする。

また、本改正法の趣旨は、逸走時の犬又は猫の返還率の向上や返還の効率化、管理責任の明確化を通じた適正飼養の推進である。登録された所有者情報は犬又は猫の所有権を証明するためのものではなく、登録により交付される登録証明書は、当該犬又は猫の所有権を証明する書類ではないことに留意されたい。従って、動物の愛護及び管理に関する法律第35条に定める犬及び猫の引取り等においては、マイクロチップ装着の有無又は登録証明書の有無若しくは記載事項に関わらず、所有者の判明しない犬又は猫について従来どおり適切に取り扱う必要がある。

#### 第5. 所有者の変更登録（新法第39条の6関係）

登録を受けた犬又は猫を取得した犬猫等販売業者及び犬猫等販売業者以外の者で登録証明書とともに登録を受けた犬又は猫を譲り受けた者は、犬又は猫を取得した日から30日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、変更登録を受けなければならないこととされた（新法第39条の6第1項）。なお、変更登録においては、初回の登録について適用される規定（例えば、登録証明書の発行や住所等に変更があった場合の届出等）を準用することとされた（同条第2項）。

#### 第6. 狂犬病予防法の特例（新法第39条の7関係）

マイクロチップが装着された犬について環境大臣の登録等の手続をした場合において、狂犬病予防法第4条第1項に基づく犬の登録の申請又は同条第5項の登録事項の変更の届出について、申請又は届出先である犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）が求めたときは、環境大臣が当該市町村長に一定の事項を通知することにより、狂犬病予防法に基づく手続が行われることとされた（新法第39条の7第1項）。

具体的には、環境大臣が新施行規則第21条の9第1項各号に列記されている事項を市町村長に通知したときは、市町村長は、狂犬病予防法に基づく登録の申請又は登録事項の変更の届出があったものとみなされることとされた（新法第39条の7第2項）。この場合には、装着されたマイクロチップを狂犬病予防法に基づく鑑札とみなすため、改めて市町村長が鑑札を交付する必要はない。

また、環境大臣に新法第39条の5第8項に基づく登録事項の変更の届出がなされた場合にも同様に、市町村長が求めたときは、当該事項を通知し、狂犬病予防法第4条第4項に基づく登録事項の変更の届出があったものとみなすこととされた（新法第39条の7第3項及び第4項）。なお、犬の所有者の海外への転出により、当該犬の所在地の登録事項を海外に変更した届出を行った場合には、新法第39条の7第3項に基づく通知に関して「当該犬の所在地を管轄する市町村長」を「転出元の市町村長」とみなして環境大臣から当該市町村長に通知することとした。

マイクロチップを装着していた犬から当該マイクロチップが取り外されたときは、当該犬について所有者を証明するものがないことになる。そのため、このような場合において、

犬の所有者は市町村長に届け出なければならないこととし、当該届出があった場合には、市町村長は、犬の所有者に鑑札を交付しなければならないこととされた。（新法第 39 条の 7 第 5 項及び第 6 項）

#### 第 7. 犬又は猫の死亡等の届出（新法第 39 条の 8 関係）

犬又は猫の所有者は、登録を受けた犬又は猫が死亡したときは、遅滞なく、環境大臣に届け出なければならないこととされた。また、獣医師がマイクロチップを取り外したときにおいても同様の届出が必要となることとした（新施行規則第 21 条の 10 第 1 項第 2 号）。これは、登録システムのデータベースから情報を消去する必要があるための措置である。死亡等の届出は、登録を受けた犬又は猫の所有者のほか、動物愛護管理担当職員が、登録を受けた犬又は猫の所有者が判明しない場合であって、当該犬又は猫の死亡等を確認したときにも行うことができることとした（新施行規則第 21 条の 10 第 3 項）。

新施行規則第 21 条の 10 第 4 項の規定の趣旨は、死亡等の届出が、新法第 39 条の 7 において市町村長が求めをした場合であっても、環境大臣から当該市町村長に通知がされないため、新法第 39 条の 5 第 8 項に基づく登録事項の変更の届出とみなすことで、新法第 39 条の 7 第 3 項に基づき環境大臣から当該市町村長に通知する事項とすることである。

#### 第 8. 都道府県等の指導及び助言（新法第 39 条の 9 関係）

犬又は猫へのマイクロチップの装着及びマイクロチップが装着された犬又は猫の登録は、管理責任の明確化を通じて、犬又は猫の適正飼養を推進する観点から重要な制度である。動物の愛護及び管理に関する事務をつかさどる都道府県等において、当該事務が適切に運用されるよう、都道府県等が犬又は猫の所有者に必要な指導及び助言を行うように努めなければならないこととされた。

#### 第 9. 指定登録機関の指定等（新法第 39 条の 10 から新法第 39 条の 25 関係）

これらの規定は、指定登録機関の組織や登録関係事務の実施に関し必要な事項を定めたものである。これについては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づく指定登録機関に関する省令（令和 3 年環境省令第 9 号）の内容を併せて参照されたい。

環境大臣は、その指定する者（以下「指定登録機関」という。）に、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録に関する事務（以下「登録関係事務」という。）を行わせることができることとされている（新法第 39 条の 10 第 1 項）。環境大臣は、令和 3 年 6 月 15 日に公益社団法人日本獣医師会を指定登録機関に指定し、実際の登録関係事務は、当該指定登録機関が行うこととしている。なお、改正法附則第 5 条第 4 項の規定により、マイクロチップが装着された犬又は猫の登録が、マイクロチップ関係の規定の施行日から確実に行われるようにするため、指定登録機関の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、マイクロチップ関係の規定の施行日前においても、行うことができることとされた。

また、令和 3 年 9 月 29 日、動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 276 号）が公布され、新法第 39 条の 25 第 1 項に基づく犬及び猫の登録等に係る手数料を定めている。

## 第 10. 情報の提供並びに申請書及び届出書の提出部数

環境大臣（指定登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、指定登録機関。この項において同じ。）は、都道府県知事及び市区町村長に対し、新法第 35 条第 4 項及び同条第 5 項に規定する事務の実施（所有者がいると推測される犬又は猫についてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するため）に必要な範囲内において、登録システムに保管されている情報の提供を行うものとする。ことと、都道府県知事又は市区町村長による当該情報の閲覧を可能とした（新施行規則第 21 条の 11 第 1 項）。

また、環境大臣は、厚生労働大臣に対し、狂犬病のまん延の防止及び撲滅のため緊急の必要があると認める場合において、登録システムに保管されている情報の提供を行うものとする。ことと、厚生労働大臣による当該情報の閲覧を可能とした（新施行規則第 21 条の 11 第 2 項）。

さらに、新施行規則第 21 条の 7 第 1 項に基づく登録の申請書（様式第 23）、新施行規則第 21 条の 7 第 5 項に基づく再交付の申請書（様式第 25）、新施行規則第 21 条の 7 第 8 項に基づく登録事項の変更の届出書（様式第 26）、新施行規則第 21 条の 8 に基づく変更登録の申請書（様式第 27）及び新施行規則第 21 条の 10 第 2 項に基づく死亡等の届出書（様式第 28）については、正本の写しを添えることを不要とした（新施行規則第 22 条）

## 第 11. 動物取扱業に係る飼養管理基準（新法第 21 条関係）

犬猫等販売業者の所有する犬又は猫へのマイクロチップの装着を厳格化するため、改正省令において所要の改正を行った。具体的には、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後 90 以内の犬又は猫を取得した場合にあっては、生後 90 日を経過した日）から 30 日を経過する日（その日まで当該犬又は猫の譲渡しをする場合にあっては、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、新法第 39 条の 5 第 1 項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあっては、同法第 39 条の 6 第 1 項に基づく変更登録）を受けるとした（新基準省令第 2 条第 7 項ア）。なお、この省令の施行の際現に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者については、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けよう努めなければならないこととしており、義務の対象とはしていない（改正省令附則第 4 条）。

また、販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、基準省令第 2 条第 6 号ハに掲げる動物の繁殖の実施状況について記録した台帳の写しと併せて譲り渡すこととした（新基準省令第 2 条第 6 号ニ）。これは、自治体による立入検査等においては、これらの記録に基づき繁殖に関する基準の遵守状況を確認することになるが、他の業者に当該犬又は猫を譲り渡した場合に、前の業者における当該犬又は猫の繁殖状況の情報を譲り渡した先の業者に引き継ぐことと、基準の遵守状況を正確に把握できるようにするためである。